

令和6年3月14日

児童生徒のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について
「市川市児童生徒のプライバシーや心情に配慮した健康診断の指針」

市川市医師会
市川市教育委員会

本指針は、健康診断時の児童生徒等のプライバシーの保護等への懸念が指摘される一方、着衣では正確な検査・診察が困難になる懸念も示されていることから、学校保健関係者の意見を踏まえ、検査・診察における対応や検査・診察時の服装、関係者間の連携などについて市川市としての考え方をまとめたものです。

つきましては、本指針の内容を確認していただきますようお願いいたします。

☆具体的な実施方法について

- ア. 男女別に検査・診察を行う。
- イ. 検査・診察時には、児童生徒等の身体が周囲から見えないよう、囲いやパーテーションにより、個別の検査・診察スペースを用意する。
- ウ. 女子児童生徒等の検査・診察に立ち会う教職員は女性となるよう、教職員の役割分担を調整する。
(養護教諭を除き、原則、児童生徒等と同性の教職員が立ち会うことが望ましいが、役割分担が難しい場合は、男子児童生徒に女性の教職員が立ち会う場合がある)
- エ. 検査・診察の会場(保健室や体育館、特別教室等)内では、待機人数を最小限(クラスの男女別の人数を単位として、他クラスや他学年が混じるような人数にならない20人位までの人数)にした上で、他の児童生徒等の結果等が知られたりすることがないように注意する。

☆健康診断時の服装について

オ. すぐに検診ができる服装で待機する。検診後、服を整える場所を用意できるのが望ましい。

・男女とも着衣での検診を行う。

・女子は下着着用可（ブラジャーのように胸のまわりを隠すものは可）とする。

（上半身すべてが隠れるような下着（キャミソール、タンクトップ）は避ける。）

※女子の下着を着用することを可とするが、学校医の正確な診断のためには、参考資料「特に留意が必要な検査項目につて」の①～③のように必要に応じて視触診をする場合がある。④の際には、下着の下の肌に聴診器を当てて聴診することがある。

・詳細については、別紙参照「(参考)特に留意が必要な検査項目について」

☆その他

カ. 当日欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けられなかった場合の対応について

・欠席者への対応については、校内の他学年での同検査に間に合えば、そこで実施する。それもできない場合は「未検査」とする。

（学校医のクリニックに行って検査してもらうようなことは行っていない）

・心配なことがあれば、早めに受診をお勧めいたします。